

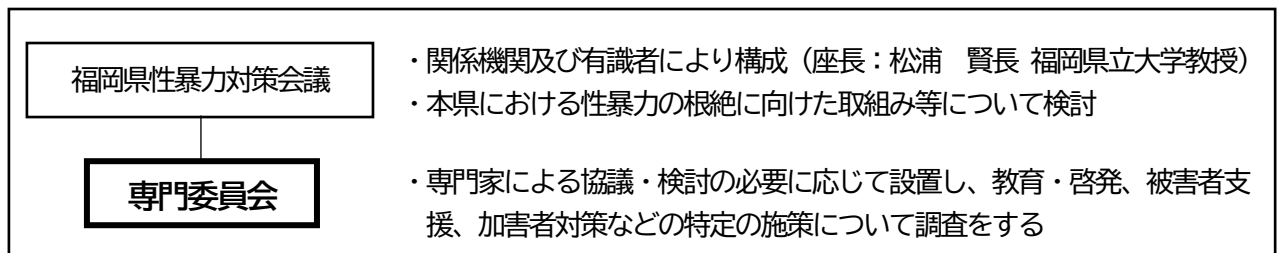
福岡県性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会（仮称）の設置について

【要旨】

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」第11条に規定された性暴力根絶等に関する教育活動を実施するため、県では、令和2年度に福岡県性暴力対策アドバイザー派遣制度を創設し、小学校、中学校、高等学校等に専門家である福岡県性暴力対策アドバイザーを派遣して教育活動を行っている。性暴力対策アドバイザー派遣は、令和2年度と令和3年度に先行実施及び検証を行い、令和4年度から公立の小学校高学年、中学校、高等学校について全校実施を行うこととしている。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
公立	高等学校	先行実施・検証→		全校実施→		
	中学校	先行実施・検証→		全校実施→		
	小学校高学年	先行実施・検証→		全校実施→		
	小学校低、中学年	-			先行実施・検証→	希望校実施→
	特別支援学校	先行実施・検証→				全校実施→
私立学校		先行実施・検証→		希望校実施→		

令和4年度からの全校実施に向け、先行実施の検証、全校実施に向けた実施体制や教育内容、アドバイザー養成制度の検討を行うため、福岡県性暴力対策会議設置要綱第6条の規定及び福岡県性暴力対策会議運営方針2(2)に基づいて、専門委員会を設置するもの。



【委員選定】

福岡県性暴力対策アドバイザー派遣制度の検討に当たっての委員構成は、以下の分野の者とする。

- 学識経験者：児童生徒に対する心理支援等について知見を有する者
- 心理専門職：スクールカウンセラー等で児童生徒に対する心理支援の実務経験を有する者
- 民間支援団体：公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター（性暴力対策アドバイザー派遣による講義後においては、同センターに業務を委託している性暴力被害者支援センター・ふくおかでの支援につながるよう連携を図っている）
- 教育機関：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を所管する県、指定都市の教育委員会

【参考】

- 実施スケジュール（予定）

令和4年1月 第1回専門委員会開催

3月 第2回専門委員会開催

令和4年4月 福岡県性暴力対策アドバイザー派遣公立学校全校実施開始

令和4年度専門委員会開催（4回開催予定）